

【事業所向け留意事項】

○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について

令和6年報酬改定における経過措置の終了に伴う新たな加算等の追加や廃止について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出する必要がある。届出が正しく行われない、または期日から遅れてしまう場合、事業所台帳に不備が生じたまま都道府県から国保連合会に提出されることや、提出が審査に間に合わないことから、事業所台帳不整備の結果、不当な請求の返戻等につながる恐れがある。このことから、介護サービス事業所は都道府県等が定める期限までに確実に届出を提出するよう留意されたい。

1. 届出様式、届出項目に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。なお、新たに追加された届出項目等の他に、既存の届出項目について算定要件が変更されたものについては、改めて届出を行うこと。（詳細は別紙のとおり）

2. 提出の期限等

令和6年報酬改定における経過措置の終了に係る届出は、提出期限までに確実に都道府県等に提出すること。特に新規指定事業所においては、準備期間を考慮して早期に対応されたい。

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和7年4月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	1 1 : 訪問介護 1 2 : 訪問入浴介護 1 3 : 訪問看護 1 4 : 訪問リハビリテーション 1 7 : 福祉用具貸与 6 2 : 介護予防訪問入浴介護 6 3 : 介護予防訪問看護 6 4 : 介護予防訪問リハビリテーション 6 7 : 介護予防福祉用具貸与 7 6 : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 7 1 : 夜間対応型訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」 「1 : 減算型」 「2 : 基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : 減算型」とみなす。
2	2 1 : 短期入所生活介護 2 2 : 短期入所療養介護 2 3 : 短期入所療養介護 2 A : 短期入所療養介護 2 7 : 特定施設入居者生活介護(短期利用型) 2 4 : 介護予防短期入所生活介護 2 5 : 介護予防短期入所療養介護 2 6 : 介護予防短期入所療養介護 2 B : 介護予防短期入所療養介護 7 3 : 小規模多機能型居宅介護 6 8 : 小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 3 8 : 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 2 8 : 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 7 7 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 7 9 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)	「その他該当する体制等」欄の 「身体拘束廃止取組の有無」 「1 : 減算型」 「2 : 基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : 減算型」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）		
3	11：訪問介護 12：訪問入浴介護 15：通所介護 16：通所リハビリテーション 21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護（短期利用型） 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス 62：介護予防訪問入浴介護 66：介護予防通所リハビリテーション 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71：夜間対応型訪問介護 78：地域密着型通所介護 72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 68：小規模多機能型居宅介護（短	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等処遇改善加算」 の 「B：加算V（1）」 「C：加算V（2）」 「D：加算V（3）」 「E：加算V（4）」 「F：加算V（5）」 「G：加算V（6）」 「H：加算V（7）」 「J：加算V（8）」 「K：加算V（9）」 「L：加算V（10）」 「M：加算V（11）」 「N：加算V（12）」 「P：加算V（13）」 「R：加算V（14）」 を廃止	既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 （注）要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	期利用型) ３２：認知症対応型共同生活介護 ３８：認知症対応型共同生活介護 （短期利用型） ３６：地域密着型特定施設入居者 生活介護 ２８：地域密着型特定施設入居者 生活介護（短期利用型） ５４：地域密着型介護老人福祉施 設入居者生活介護 ７７：複合型サービス（看護小規模 多機能型居宅介護） ７９：複合型サービス（看護小規模 多機能型居宅介護・短期利用型） ７４：介護予防認知症対応型通所 介護 ７５：介護予防小規模多機能型居 宅介護 ６９：介護予防小規模多機能型居 宅介護（短期利用型） ３７：介護予防認知症対応型共同 生活介護 ３９：介護予防認知症対応型共同 生活介護（短期利用型）		

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和7年8月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	2 2 : 短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「1 : 介護老人保健施設（Ⅰ）」 「5 : 介護老人保健施設（Ⅱ）」 「7 : 介護老人保健施設（Ⅲ）」 「9 : 介護老人保健施設（Ⅳ）」 2 A : 短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「2 : Ⅱ型介護医療院」 「3 : 特別介護医療院（人員配置区分 2 : Ⅱ型）」 5 2 : 介護保健施設サービスの「施設等の区分」欄 「1 : 介護保健施設（Ⅰ）」 「5 : 介護保健施設（Ⅱ）」 「7 : 介護保健施設（Ⅲ）」 「9 : 介護保健施設（Ⅳ）」 5 5 : 介護医療院サービスの「施設等の区分」欄 「2 : Ⅱ型介護医療院」 「3 : 特別介護医療院（人員配置区分 2 : Ⅱ型）」 2 5 : 介護予防短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「1 : 介護老人保健施設（Ⅰ）」 「5 : 介護老人保健施設（Ⅱ）」 「7 : 介護老人保健施設（Ⅲ）」 「9 : 介護老人保健施設（Ⅳ）」 2 B : 介護予防短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「2 : Ⅱ型介護医療院」 「3 : 特別介護医療院（人員配置区分 2 : Ⅱ型）」	「その他該当する体制等」欄の「室料相当額控除」 「1 : 非該当」 「2 : 該当」 を新設	（注）要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。